

## 「船形コロニー改築等設計公募型プロポーザル」質疑回答書

平成28年12月13日

番号	質 問 事 項	回 答
1	<p>実績等を証明する書類において、建築士法24条の2に基づく帳簿の写し、とは名義貸しをしていないことを証明する帳簿という解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>また、そのような帳簿がない場合は、その証明となるものは他にどのような書類をもってそれに替えることができるでしょうか。</p>	<p>実績等を証明する書類については、建築士法第24条の4に基づく帳簿の写しで結構です。</p> <p>名義貸しをしていないことを証明する書類を添付することは任意です。</p>
2	<p>実績等を証明する書類において、監理技術者、主任技術者等の写し等、とありますが、重要事項説明書に記載している設計者は、その証明として有効でしょうか。</p>	<p>実績等を証明する書類について、<u>管理技術者</u>、主任技術者等の(通知書の)写し等、とは、公共工事の場合を想定したものです。</p> <p>民間工事の場合で設計者が複数の場合、管理技術者、主任技術者等に相当すること(単なる担当者ではなく、その業務に関して指導的立場にあること、等)を証明する書類であれば結構です。</p> <p>民間工事の場合で設計者が単独の場合は、その設計業務の設計者であることを証明する書類であれば結構ですが、規模要件等に注意願います。</p> <p>重要事項説明書の記載からそのことが読み取れる場合は、貴見のとおり、重要事項説明書は、その証明として有効です。</p>
3	<p>計画建物の構造について、指定はございますか。</p>	<p>新築工事については、計画建物の構造についての指定はありません。</p>
4	<p>計画概要書2ページ、(1)施設整備計画、(4)外構工事に記載の駐車場台数100台とありますが、整備場所内での確保と考えるのか、船形コロニー敷地内全体での確保と考えるのか、御教示ください。</p>	<p>整備場所内での確保と考えて結構です。</p>

5	提案検討に使用できる、縮尺のわかる配置図のCADデータを提供していただけますか。	実施要項公表の際の提示資料(別添3別図2-2に縮尺記載)のみで検討願います。
6	敷地内の共同溝の位置のわかる資料を提供していただけますか。	別図(質疑回答添付資料)のとおりです。
7	敷地内への各種インフラ(電気・上下水道、通信、ガス等)の取り込み位置、管径、ルートのわかる資料を提供して頂けますか。	同上
8	参加申込書・技術提案書作成要領、2P、1 参加申込書・(2)様式-2・ホ・(ロ)・Cに設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類は、参考として4種類ありますが、このうち、いずれか1つを添付すればよいのでしょうか。	作成要領2頁 1(2)ホ(ロ)C 設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類 は、参考として例示したもので、設計業務実績を証明するに足る資料であれば、これ以外のものでも添付可能です(その場合、後日、問合せをする場合もあります。)
9	参加申込書等の提出部数は、1部で宜しいでしょうか。	様式-1参加申込書等の提出部数は、1部です。他の提出物についても、特に部数の指定のない場合は、1部です。
10	技術提案書には、表紙は必要でしょうか？	不要です。
11	実施要項のIV、評価・選定、4技術提案を求める評価テーマの課題1に「敷地全体の配置計画」との記載がありますが、この敷地とは、約466,000㎡と考えてよろしいでしょうか。	別添3 計画概要書 II 2 建築場所に記載の整備敷地面積 約38,000㎡です。
12	別添1 設計業務実績記載において、1-(2)-ニ(ニ)c 用途欄①に知的障害者が入所する社会福祉施設と記載されていますが、別添2 ■第1段階●配点(2)技術力(設計者)の評価点*同種業務の用途要件には、障害者支援施設と記載されています。どちらと考えるとよろしいでしょうか。あるいは、別の用途記載になるでしょうか。	別添2■第1段階●配点(2)技術力<設計者>の評価点 *3 同種又は類似業務の実績 の表中の同種業務の用途要件に記載の障害者支援施設です。

13	別添3 計画概要書の、Ⅱ施設計画・設計と条件等、2 建築場所に敷地面積が記載されていますが、敷地全体の境界がわかる図面を提示いただくことはできるでしょうか。	別添3 計画概要書のⅡ 6 (3)に記載のとおり、現況測量は、基本設計着手時点までに別途実施する予定です。
14	別添3 計画概要書の、Ⅱ施設計画・設計と条件等、5 事業規模(予定)施設整備計画◇構造・規模等の1)新築工事について、構造種別の記載がありませんが、制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	別添3 計画概要書のⅡ 5 (1)施設整備計画◇構造・規模等1)新築工事に記載のとおり、新築工事については、構造種別の制限はありません。
15	とがくら園の平面図および断面図をご提示いただくことはできるでしょうか。	実施要項公表の際の提示資料のみで検討願います。(改修内容等については、別添4 基本構想の内容を参考に願います。)
16	解体予定の建物の簡単な平面図をご提示いただくことはできるでしょうか。	実施要項公表の際の提示資料のみで検討願います。
17	工事動線としての搬出入アプローチについて可能な道路をご指示いただけないでしょうか。	同上
18	計画する駐車場の予定台数がありましたら、職員用、来客用、研修受講者用、家族用別にお示しいただけないでしょうか。	計画する駐車場の予定台数については、別添3 計画概要書 Ⅱ施設計画・設計条件等、5(1) 4)外構工事に記載しています(職員用、来客用等の別は現時点でなし)。
19	既存の共同溝の配置と簡単な埋設断面をご提示いただけないでしょうか。	別図(質疑回答添付資料)のとおりです。
20	敷地に接続されているインフラの概要をご提示いただけますでしょうか。	同上

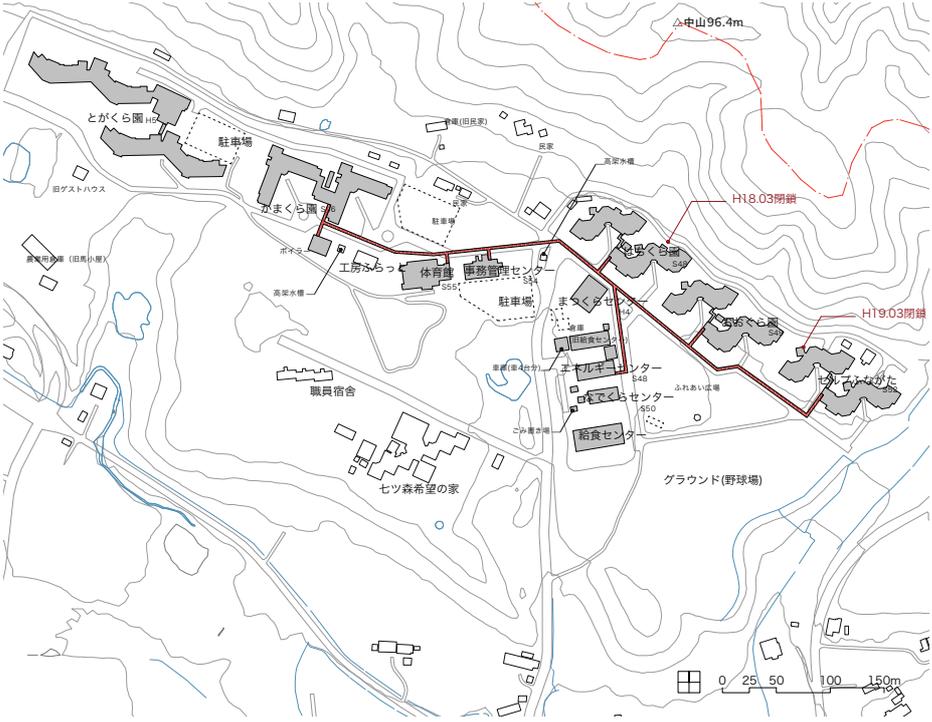
21	<p>「県立施設として果たすべきセンター機能」との記載が基本構想他にありますが、船形コロニーと日常的に交流をしている県立の施設がありますでしょうか。</p>	<p>「日常的に交流している」の意味によりませんが、指定管理者が同じ施設においては、連携を図っております。(例)セツ森希望の家、啓佑学園</p>
22	<p>別添2の 評価・選定基準 P.1 ■第1段階●配点(詳細)(2)*3に同種業務として「障害者支援施設」とありますが、病院の障害者病棟、特別支援学校、身体障害者支援施設はいずれも同種業務に含まれると解釈して宜しいでしょうか。</p>	<p>御質問の用途のうち、「身体障害者支援施設」とあるのは、障害者支援施設に含まれますが、病院の障害者病棟、特別支援学校は含まれません。</p>
23	<p>別添1の参加申込書・技術提案書作成要領 P.1 1 参加申込書(2)ニ(ニ)Cに規模要件が記載されておりませんが、別添資料2の評価・選定基準 P.1 ■第1段階●配点(詳細)(2)*3では規模要件が記載されております。この規模要件に満たない実績を記載した場合の評価点についてご教示ください。</p>	<p>様式2 設計チーム・設計事務所 資格・業務実績証明書【設計者】設計業務実績欄に規模の欄と用途の欄があり、作成要領1頁 1 参加申込書(2)ニ(ニ)Cは、用途欄に記入する際に使用する符号について説明したものです。規模については規模の欄に記入することになります。</p> <p>別添2 評価・選定基準■第1段階●配点(詳細)(2)*3にあるように、同種業務は用途要件と規模要件の両方を満たす必要があります。したがって、用途要件のみを満たし、規模要件を満たさないものは、類似業務として評価されます。</p> <p>なお、別添1「作成要領」1(2)ニ(ニ)c①の「知的障害児が入所する社会福祉施設」は、別添2 評価・選定基準■第1段階●配点(詳細)(2)*3表中の同種業務の用途要件に記載の「障害者支援施設」に訂正します。</p>
24	<p>別添1の参加申込書・技術提案書作成要領 P.2 1 参加申込書(2)ホ(ロ)Cに記載の設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類は、cに記載のいずれかの書類を提出すれば良いと解釈して宜しいでしょうか。</p>	<p>作成要領2頁1(2)ホ(ロ)C 設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類は、参考として例示したもので、設計業務実績を証明するに足る資料であれば、これ以外のものでも添付可能です(その場合、後日、問合せをする場合もあります。)</p>
25	<p>今回の業務に含まれない実施設計および監理業務は、今回の業務受託者と随意契約となると解釈して宜しいでしょうか。</p>	<p>未定です。</p>

26	敷地図CADデータを貸与いただけますでしょうか。	実施要項公表の際の提示資料のみで検討願います。
27	敷地内共同溝の仕様、配置等がわかる資料をご教示ください。	別図(質疑回答添付資料)のとおりです。
28	改修後のとがくら園はどのような方が入居するのをご教示ください。	今後の入所利用者の障害特性や状態等を踏まえて検討する予定としているため、現時点では未定です。
29	別添1「参加申込書・技術提案書作成要領」1参加申込書(2)ニ「【設計チーム】設計業務実績」について(ニ)①知的障害児が入所する社会福祉施設②入所型社会福祉施設について、社会福祉法第2条を根拠とする「社会福祉施設の種類」には、児童福祉法に定められた「児童福祉施設」が含まれており、児童福祉法に基づく「医療型障害児入所施設」を持つ療育センターは、社会福祉施設と考えてよろしいでしょうか。	別添1「作成要領」1(2)ニ(ニ)c①の「知的障害児が入所する社会福祉施設」は、別添2 評価・選定基準■第1段階●配点(詳細)(2)*3表中の同種業務の用途要件に記載の「障害者支援施設」に訂正します。 この場合において、「障害者」とは満18歳以上、「障害児」とは満18歳未満を指します。 したがって、質問番号29の「医療型障害児入所施設」を含め、児童福祉法に定められた「児童福祉施設」は、今回の同種業務の用途要件である「①障害者支援施設」には該当しませんが、類似業務の用途要件である「②入所型社会福祉施設」には該当することは、貴見のとおりです。
30	別添1「参加申込書・技術提案書作成要領」1参加申込書(2)ニ「【設計チーム】設計業務実績」について(ニ)c① 知的障害児が入所する社会福祉施設、② 入所型社会福祉施設について、①知的障害児が入所する社会福祉施設について、児童福祉法第7条第2項において、「…入院する障害児のうち、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害児」という。)…」とあり、重症心身障害児(肢体不自由と知的障害の重複障害児)病床を持つ療育施設は、「知的障害児が入所する」社会福祉施設と考えてよろしいでしょうか。	同様に、質問番号30の「重症心身障害児(肢体不自由と知的障害の重複障害児)病床を持つ療育施設」も、今回の同種業務の用途要件である「①障害者支援施設」には該当しませんが、類似業務の用途要件である「②入所型社会福祉施設」には該当します。
31	別添1「参加申込書・技術提案書作成要領」1参加申込書(2)ニ「【設計チーム】設計業務実績」につい	貴見のとおりです。

	<p>て(二)①知的障害児が入所する社会福祉施設、②入所型社会福祉施設について、</p> <p>前述質疑1の「医療型障害児入所施設」を持つ療育センターは、②入所型社会福祉施設に該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	
32	<p>別添1「参加申込書・技術提案書作成要領」1参加申込書(2)ニ「【設計チーム】設計業務実績」について(二)①知的障害児が入所する社会福祉施設、②入所型社会福祉施設について、</p> <p>基本設計・実施設計を1契約とした設計業務委託契約(平成27年9月～平成29年3月)の内、契約条件として基本設計業務が平成28年3月末に完成し、現在は、実施設計期間中(完成が平成29年3月)のものは、基本設計業務完了の実績として扱ってよろしいでしょうか。</p>	<p>別添1「作成要領」1(2)ニ(二)bに記載のとおり、基本設計・実施設計を1契約とした設計業務委託が完了していない場合、その基本設計業務の完了を基本設計業務完了の実績として扱うことはできません(契約条件として、指定期日までの基本設計の完成の特約がある場合も同様)。</p>
33	<p>敷地内道路の形状、ルートは配置計画に合わせ変更してもよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
34	<p>別図2-1の航空写真図中エネルギーセンターは、別図2-2の現況配置図では2棟建てとなっております、エネルギーセンター棟と旧給食センターの記載が確認できます。基本構想資料P31に記載されている取り壊し(供用開始前)を予定しているエネルギーセンターとはエネルギーセンター棟と旧給食センターを含むと考えてよろしいでしょうか。また否の場合旧給食センターの現状用途をご教示ください。</p>	<p>貴見のとおり、旧給食センターは現在、エネルギーセンター棟の一部であり、その部分は現在、倉庫として利用されています。後期工事で解体を予定しているエネルギーセンター棟は、旧給食センターを含む建物全体です。</p>

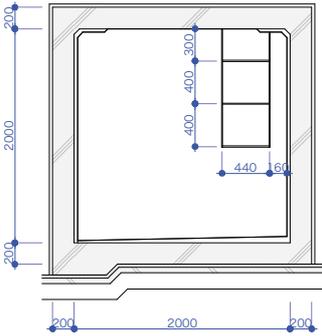
【共同溝】

- とがくら園を除く各施設は共同溝により結ばれ、電力をはじめとする主なインフラは共同溝内に敷設されている。



共同溝

共同溝位置図



共同溝断面図 S=1/50

共同溝位置図、断面図